

平成 21 年 06 月 29 日現在

研究種目：若手研究（B）  
 研究期間：2006～2008  
 課題番号：18730510  
 研究課題名（和文）  
 近代日本における私立高等教育機関の量的拡大の基盤形成に関する研究  
 研究課題名（英文）  
 A Study on forming the basis of increase in private institutions of Higher Education in modern Japan  
 研究代表者  
 大迫 章史 （AKIFUMI OSAKO）  
 仙台白百合女大学・人間学部・講師  
 研究者番号：60382686

## 研究成果の概要：

本研究では、現代日本の私立大学の量的拡大の基盤形成が、すでに戦前の日本において、私立高等教育機関を含めた私立学校の設置形態として、法人制度が採用された時点にまでさかのぼることができることを明らかにしようとした。

この点から本研究を進め、近代日本の私立高等教育機関の設置形態が私人から社団法人・財団法人へ、さらには財団法人のみへと収斂していくなかで、私立高等教育機関の量的拡大の基盤が形成された一端を明らかにすることができた。

本研究の方法としては、戦前日本における私立学校政策を中心とした文教政策とこれに対する私立高等教育機関の対応を、行政文書あるいは私立学校に保管されている文書といった史資料の分析をとおして、歴史的な手法により明らかにした。また、本研究の対象時期は、上記と関わって、私立学校の設置形態として法人制度が可能となった1898(明治31)年の民法施行から1940(昭和15)年までに設定した。

## 交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	900,000	0	900,000
2007年度	700,000	0	700,000
2008年度	600,000	180,000	780,000
年度			
年度			
総計	2,200,000	180,000	2,380,000

研究分野：教育学

科研費の分科・細目：教育学

キーワード：私立大学、財団法人、学校法人、設置形態、量的拡大

## 1. 研究開始当初の背景

本研究の課題を着想するに至った背景としては、研究代表者がこれまで進めてきた研究と深く関わっている。すなわち、研究代表者は、これまで近代日本の私立学校の設置形

態について、法人という点に着目して研究を行ってきた。この点と関わっていえば、日本で学校の設置形態として法人制度が取られることとなったのは、民法が施行される

1898(明治 31)年からになるが、その後、1899(明治 32)年に「文部大臣ノ所管ニ属スル法人ノ設立及監督ニ関スル規程」が出されるなど教育制度の面においても整備が進められたこともあり、いくつかの私立学校がこの設置形態を採用するようになり、徐々にその数を増加させていくこととなった。

現代に目を転じてみると、日本における大学という高等教育機関をみた場合、その約 7 割を占めるまでに私立大学は量的な拡大を成し遂げてきている。さらには、少子化する社会において、短期大学から 4 年制大学へと移行していくなかで、ますます 4 年制私立大学は増加の傾向を示しているといえる。

このように、戦後、急速に量的拡大を示した私立大学であるが、その設置形態としては 1949(昭和 24)年の私立学校法の成立により、学校法人制度が採用された。そして、この学校法人制度はきわめて財団法人的な性格を有するものと解されている。そこで、財団法人という学校の設置形態に着目してみた場合、これは戦前の私立高等教育機関の設置形態としてもすでに採用されていたことを指摘することができる。すなわち、1911(明治 44)年の私立学校令改正では、専門学校および中学校の設置形態は財団法人に限定されることとなった。また私立大学の設置がはじめて認められた 1918(大正 7)年の大学令においても、その設置形態は財団法人に限定されていた。

以上みてきたように、戦前から戦後に至るまで、財団法人と学校法人とその名称は異なるものの、私立高等教育機関の設置形態としては連続する面がみられる。

そこで、研究代表者は、戦後日本の私立大学の量的拡大の基盤は、すでに戦前のこの時期に形成され、これが現在の私立大学の状況へとつながっているのではないかと着想する

に至ったのである。

## 2. 研究の目的

本研究は、近代日本における私立高等教育機関の量的拡大の基盤形成を、文教政策およびこれに対する私立高等教育機関の対応を、具体的な事例を用いながら明らかにすることを目的としている。

戦前の日本における私立高等教育機関の設置形態のあり方については、大きく 3 つの時期に区分することができる。1 つ目は、1872(明治 5)年の学制以降、法人制度が導入される以前の「私人」による設置形態の時期であり、2 つ目は 1898(明治 31)年の民法施行後 1911(明治 44)年までの、私人、社団法人、財団法人の 3 つの設置形態の時期である。そして、3 つ目は 1911(明治 44)年の私立学校令改正による財団法人への限定、そして私立大学が認められる 1918(大正 7)年の大学令による財団法人が設置形態として採用された時期である。

なお、1918(大正 7)年の大学令までは私立大学は認められていなかったため、私立高等教育機関は主として専門学校として存在していた。また 1903(明治 36)年に専門学校令がだされ、私立高等教育機関についても制度化が進められているが、本令において財団法人制度が設置形態として採用されることはなかったことも注意が必要である。

そこで、本研究では、文教政策として政策側が私立高等教育機関の設置形態としての財団法人に対していかなる認識を有していたのか。また、私立高等教育機関をはじめとする私立学校側は、これら文教政策にいかなる形で対応しようとしたのかという点から課題を明らかにしていく。

その際、法人制度が私立高等教育機関を含めた私立学校にとっていかなる意味をもつも

のであったのかを明らかにするために、とくに 1898(明治 31)年から 1911(明治 44)年までの間に法人化を達成した私立高等教育機関が、社団法人と財団法人を選択する要因はどこにあったのかも確認していく。

本研究の対象時期は、1898(明治 31)年の民法施行から 1945(昭和 20)年までとする。また、考察の対象となる私立高等教育機関としては、同志社、関西学院等の高等教育機関を有していた、あるいは設置を志向していた私立学校を選定した。

### 3. 研究の方法

本研究の方法であるが、諸機関に対して、史・資料収集調査を実施しこれにより入手した史資料の分析、また学校史等における記述の分析を、歴史的手法を用いて行った。その具体的な内容を示すとつぎのようになる。

#### (1) 国立公文書館等における史資料収集

戦前の日本における私立大学設置に関わる行政文書を中心とした史資料、戦前の私立学校政策に関わる史資料を入手するため、国立公文書館への調査を実施した。

#### (2) 私立高等教育機関における史資料収集

私立高等教育機関の文教政策への対応に関する史資料を収集するため、同志社および関西学院への調査を実施した。

#### (3) 学校史等の収集

(1)(2)の史資料を補足するための史資料が必要であると判断されたことから、本研究が対象とする時期にすでに設置されていた私立学校を中心とした学校史等の資料収集を実施した。

### 4. 研究成果

本研究の成果を、(1)臨時教育会議における大学制度に関する分析、(2)私立学校の法人選択行動の分析、(3)戦時下におけるキリスト教主義学校の態度決定の3つの点を中

心に述べていくこととしたい。

#### (1) 臨時教育会議に関する分析

戦前日本における私立高等教育機関に関わる文教政策については、大学令の制定との関連から、とくに臨時教育会議における大学に関する論議を中心に調べた。臨時教育会議においては、大学の形態として、すでに設置されていた帝国大学のような総合制を基本としながらも、時代状況、社会状況として単科制の大学を認めざるを得ないという形で決着がついた。

そして、臨時教育会議における答申を基本路線として、1918(大正 7)年に大学令が制定される。これにより公立・私立の大学も認可されることとなったが、大学経営のための基礎を盤石なものとするべく、基本金について大学を設置するにあたっては 50 万円とし、一学部増加するごとに 10 万円とされ、これらを文部省に供託することとされていた。1919(大正 8)年には供託制度について「私立ノ大学及高等学校ノ基本財団供託ニ関スル件」が出されている。

このような形で私立大学の設置が認められることとなったが、各私立高等教育機関は大学昇格のための資金集めに苦労した。慶應義塾等は同窓会組織を基礎として寄附金を募集し、多くの資金を集めることができた。しかし、同志社などはその資金をミッションに頼るしかなかった。このような状況であったため、文部省は基本金の供託について分割することを認めた。国立公文書館に所蔵されている各大学の大学設置に関わる史料によれば、この時期に大学を設置した私立大学の多くが供託金分割の形をとっていることが判明している。例えば、同志社は 60 万円を 10 万円に分割し、6 年で供託することを文部省に申請し、認められている。また、立教学

院も 60 万円を大学設立に必要としたが、これらはミッションから拠出され、同志社と同様に 10 万円を 6 年で供託することを申請している。

私立大学のこのような設置過程をみる限り、文部省も政策としては厳格な規定を設けたが、実際の運用過程においては、私立高等教育機関の実態にあわせる形で妥協せざるを得ない側面があったことが指摘できる。なお、大学における学部設置について、同志社は、大学令には具体的に掲げられていなかった神学部を設置しようとしたが、これについては文部省からは認められなかった。関西学院も神学部は設置せず、宗教学科を設けるにとどまっていた。

## (2)私立学校の法人選択行動の分析

私立学校がいかなる要因から社団法人あるいは財団法人を選択したのかについて、近代日本における私立学校の法人選択行動の特徴を、関西学院を事例として明らかにした。

関西学院は 1882(明治 25)年に関西学院憲法を制定しているが、これによれば、関西学院は学校経営について一つの組織の中で役員、評議員会等を設けつつ、財産管理等を扱う依托委員を別に設けていた。その後、学院の財産は、アメリカ・南メソヂスト宣教師社団による管理となっている。

また関西学院社団は 1910(明治 43)年に設立が認可されているが、その創設に関して、設立に至るまでの経緯と社団定款の分析を行った。経緯として、関西学院の経営がアメリカ・南メソヂスト監督教会とカナダ・メソヂスト教会による合同経営が大きく影響しており、これにより、関西学院の運営形態が、関西学院神学校、高等学部などの学院経営について、日本メソヂスト教会、アメリカ・南

メソヂスト監督教会、カナダ・メソヂスト教会の 3 教会から同数の理事を出し、これらで組織される理事会でおこなわれることとなった。

一方、社団法人化は、関西学院のための財産管理という点を明確化する方向に作用した。すなわち、関西学院神学校、高等学部などすべての学校の財産管理は、アメリカ・南メソヂスト宣教師社団から関西学院社団により行われることとなり、本社団の社員、理事はアメリカ・南メソヂスト監督教会、カナダ・メソヂスト教会の 2 教会からの選出に限定され、日本メソヂスト教会の教会員は含まれていなかった。このように、社団法人の設立により、関西学院は学院経営と財産管理が明確に分離する形になったのである。

## (3)戦時下におけるキリスト教主義学校

戦時下におけるキリスト教主義学校の態度決定について、1940(昭和 15)年の基督教教育同盟会校長会における申し合わせを事例として明らかにした。

基督教教育同盟会校長会における申し合わせに至る経緯として、1940(昭和 15)年の救世軍スパイ事件、宗教団体法施行、教会合同を事例にキリスト教界の動きを確認した。そして、戦時下におけるキリスト教界とくにプロテスタント諸派が教会合同への動きを進めていく中で、救世軍スパイ事件が対外的には外国ミッションとの財的および人的関係を断ち切り、対内的にはプロテスタント各教派の教会合同を推し進める大きな要因となっていたことを明らかにした。あわせて、教会合同を推し進めた他の要因としては、宗教団体法の施行と、これに伴う文部省の教団認可方針があった。

1940 年前後のプロテスタントを中心としたキリスト教主義学校をめぐる状況につい

ては、救世軍スパイ事件等の影響もあって、キリスト教主義学校からの外国人追放を中心としたキリスト教排撃運動が社会的な運動として展開されていた。また、キリスト教主義学校側の政府あるいは政策に対する態度としては、たとえキリスト教主義学校にとって不利益を被るような政策等であっても、これには抵抗の姿勢をみせず、無抵抗あるいは自己防衛的な態度を示すという特徴がみられた。

このようななかで 1940(昭和 15)年、プロテスタントのキリスト教主義学校から組織される基督教教育同盟会において、校長会が開かれ、ここでの申し合わせにより、キリスト教主義学校の経営母体の日本人化を図る方針が決定されることとなった。すなわち、キリスト教主義学校は、外国ミッションから人的、財的独立を果たし、また財団法人理事の構成についても、理事の過半数を日本人とすることにしたのである。

キリスト教主義学校史上に基督教教育同盟会校長会における申し合わせがもった意味について述べておく。本申し合わせ、あるいはこれに至るまでの動きにみられるように、キリスト教主義学校は政府や政策、あるいは社会による対応が自らに対して不利益なものであっても、これに抵抗する態度は示さなかった。つまり、これは、政府や政策による外圧を契機として、戦時下の天皇制国家体制に積極的にコミットする態度を装うことで、自らが存立する道を選択していかうとするキリスト教主義学校の態度として表れることとなったのである。

#### (4)まとめ

以上の(1)～(3)の分析により明らかとなったことを、本研究の課題との関係でまとめておく。(1)では、臨時教育会議により、大

学は帝国大学のような総合制を原則としつつも、単科を認めることとなった。とくに、私立大学を認可するにあたって重視されていたのは大学経営のための資金であり、これを確実なものとするために基金や供託金を必要とする財団法人制度が採用されたと考えられる。これを受け、1918(大正 7)年に制定された大学令では、大学は財団法人として設置され、大学の設置には 50 万円(1 学部増加するごとに 10 万円)という巨額の基本金を文部省に供託することを求めた。しかし、大学令等の実際の運用上では、私立大学の実情にあわせ、これは分割での供託が認められることとなった。

(2)では、関西学院の社団法人化が、学院経営と財産管理の明確化に大きく影響されていたことが明らかとなった。この背景には、関西学院の経営体が一つではなく、三つの外国ミッションから構成されていたことがあった。この点から、関西学院は財団法人ではなく、社団法人を選択せざるを得ない状況におかれていたのであった。

(3)戦時下のキリスト教主義学校の態度決定を基督教教育同盟会校長会における申し合わせを事例に分析することで、財団法人化が外国ミッションとの関係を断ち切るための手法とされ、これにより、プロテスタントを中心としたキリスト教主義学校が財団法人化したことを明らかにすることができた。

1898(明治 31)年から 1940(昭和 15)年までの長期的なスパンの中で、私立高等教育機関を中心にその設置形態の観点から特徴を確認してきた。近代日本における私立高等教育機関の量的拡大の基盤形成という点からは、まだ多くの研究課題を残すこととなったが、本研究により戦前の私立高等教育機関の設置形態が財団法人へと収斂していく過程の一端をとらえることができたと考えている。

そして、財団法人は、その性格を戦後の学校法人制度のなかに残存させることとなる。これは、私立高等教育機関の設置形態が戦前から戦後へと引き継がれることになったことを示しているともいえよう。また、文教政策とこれへの対応において、文教政策が私立高等教育機関にとってきわめて厳しい条件を制度上課した場合であっても、その運用過程において政府は私立高等教育機関の実態に合わせる形で妥協し、規制が緩和されることとなるが、この点が私立高等教育機関の設置にとっては有利な方向に作用したことが推測される。

最後に、今回の研究では、歴史的な連続性という点から私立高等教育機関の設置形態が財団法人へと収斂していくプロセスを明確にすることができなかったが、この点については、今後継続的に研究を進め、明らかにすることとしたい。

#### 5．主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計1件)

大迫 章史、戦時下におけるキリスト教主義学校の態度決定、宮城学院女子大学附属キリスト教文化研究所『研究年報』、第42号、25-47頁、2009年、査読無

〔学会発表〕(計1件)

大迫 章史、近代日本における私立学校の法人種別選択行動に関する研究 - 関西学院の民法による法人化を事例に - 、東北教育学会第66回大会、2009年

#### 6．研究組織

(1)研究代表者

大迫 章史 (AKIFUMI OSAKO)

研究者番号：60382686

